

医療法人尽心会亀井病院を認定！

次世代育成支援対策推進法第13条に基づき、徳島県内第4号として、医療法人尽心会亀井病院を平成22年11月24日付けで認定しました。



平成22年12月8日の認定通知書交付式において、加藤局長から認定通知書の交付を受ける医療法人尽心会亀井病院の亀井事務長（右）



認定マーク「くるみん」

医療法人尽心会亀井病院の取組の概要

1 行動計画の期間

平成20年11月1日～平成22年10月31日

2 行動計画の目標

- ① 子の看護休暇について、制度の周知を図る。
- ② 計画期間内に、1名以上男性の育児休業を取得する。
- ③ 平成22年10月31日時点における、直近3年間の全体の年次有給休暇およびリフレッシュ休暇取得率を55%以上とする。

3 取組結果

- ① 平成20年11月に子の看護休暇についてのパンフレットを作成し、院内メールにて周知した。
- ② 対象となる男性職員には個別に資料を配布し、平成22年7月5日～6日に、男性職員1名が育児休業を取得した（女性の育児休業取得率：100%）。
- ③ 直近3年間の全体の年次有給休暇およびリフレッシュ休暇取得率が55.3%であった。